

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 10 号

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 公 会 堂 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 26 年 12 月 横 浜 市 条
例 第 86 号 ） 中 別 表 第 3 横 浜 市 港 北 公 会 堂 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 の 項
の 次 に 次 の よ う に 加 え る 改 正 規 定 並 び に 同 条 例 附 則 第 2 項 及 び 第 3
項 （ 横 浜 市 西 公 会 堂 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） の 規 定 は 、 平 成 27 年 4 月
1 日 から 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る 。